

# 令和6年11月1日 道路交通法の改正

## 自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



### 運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、  
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、  
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は  
自転車運転者講習制度の対象になります。

### 自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。\*受講命令違反 5万円以下の罰金

**危険行為** 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など



### 酒気帯び運転および帮助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、  
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、  
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、  
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金